

# 品質管理基準規則の制定、検査制度の見直しによる 法令改正等に伴う保安規定の変更について

令和2年11月30日

東京大学大学院工学系研究科原子力専攻

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号。以下「**改正法**」という。)等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う試験研究用等原子炉施設等に係る原子力規制委員会規則の整備等に関する規則(原子力規制委員会規則第12号)附則第8条(施行日から6月以内に保安規定の変更の認可申請を求める規定)に基づき、**令和2年9月29日付けで保安規定の変更承認申請を実施した。**

1. 改正法第3条の施行及び関連規則の一部改正又は制定に伴い、保安活動に反映が必要となる事項について変更する。
  - ① 品質管理に関する要求の拡大等の施設の安全性向上に資する措置に伴い、原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則(令和2年原子力規制委員会規則第2号。以下「**品質管理基準規則**」という。)が制定されたことから、**原子炉施設の品質マネジメントシステムに関する事項を変更**する。
  - ② 原子力事業者等に対する**検査制度の見直し**に伴い、原子炉施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理(**施設管理**)に関する措置を追加するとともに、**関連する事項を変更**する。
  - ③ 放射性気体廃棄物の管理において、**ALARA**(すべての被ばくは社会的、経済的要因を考慮に入れながら合理的に達成可能な限り低く抑えるべきである)の**基本精神に則り保安活動を行うことを追加**する。
  - ④ その他、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和32年総理府令第83号。以下「**試験炉規則**」という。)等の改正に伴い、関連する事項を変更する。



## 保安規定の変更について(2/2)

### 2. 三条改正に伴わないプラント固有の変更

- ① 原子炉施設の品質に影響を及ぼす事象を対象とした、**是正措置プログラム委員会を明記**する。
- ② **廃止措置期間中の原子炉施設の管理(機能維持)に関する事項を整理**する。  
**維持すべき性能を明記**
- ③ **保安教育に関する詳細を追加**する。
- ④ その他、**記載の適正化を図る**。

## 1. 三条改正に伴う変更の詳細

### 1-1. 施設管理に関する事項の追加

#### 1) 基本方針に施設管理を追加

保安活動の基本方針に施設管理に関する方針、施設管理の目標及び施設管理の実施計画を定めて保安活動を実施することを追加する。

### 1-2. 廃止措置施設に関する事項の明確化

#### 1) 恒久停止措置を明確化

恒久停止にあたり実施すべき措置を明確化する。

### 1-3. 放射線管理に関する見直し

#### 1) ALARAの基本精神に則り保安活動を行うことを追加

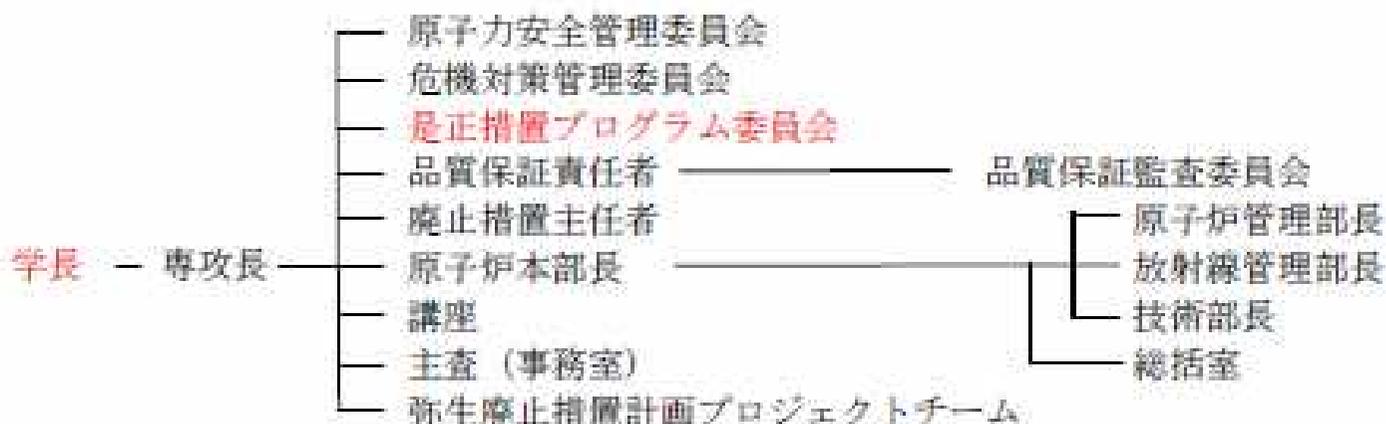
放射性気体廃棄物の管理においてALARAの基本精神に則り保安活動を行うことを追加。



## 1-4. 経営責任者のリーダーシップ

第4条(弥生施設に係る管理組織体制)において弥生施設に係る管理組織を示しており、**経営責任者である学長を追記している。**

(新)第4条の2(学長)において、**経営責任者である学長の行うべき事項を記している。**





### 1-5. 検査員の独立性

品管規則第 48 条第 5 項を踏まえ、品質保証監査委員会が、独立して、検査プロセスの事前監査および検査を行う、とする。

(品質保証責任者及び品質保証監査委員会)

第 8 条 学長は、品質保証責任者を任命し、次の各号に掲げる業務に係る責任及び権限を与える。

- (1) 品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立、実施及びその有効性が維持されているようにすること。
  - (2) 品質マネジメントシステムの実施状況及び改善の必要性の有無について、学長に報告すること。
  - (3) 組織全体にわたって、安全文化を育成し維持することにより、原子力の安全を確保するための認識が向上するようにすること。
  - (4) 関係法令を遵守すること。
- 2 品質保証責任者の下に品質保証監査委員会を置く。品質保証監査委員会は、品質保証に係る評価(監査(検査プロセスの事前監査および検査を含む。))を行う。
- 3 から 5 (略)



## 2. 三条改正に伴わないプラント固有の変更

2-1. 是正措置プログラム委員会を明記: 第 7 条の 2

2-2. 廃止措置期間中の原子炉施設の管理(機能維持)に関する事項を整理・維持すべき性能を明記: 第 20 条(定期事業者検査及び自主検査)および別表第 9

2-3. 保安教育に関する詳細を追加: 第 63 条(新)第 3 項(教育内容の一部免除者)

2-4. 記載の適正化